

神奈川県和学校部活動に関する方針

令和8年8月改訂

神奈川県

神奈川県教育委員会

目 次

本方針策定及び改訂の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	2
（１）学校部活動に関する方針の策定等	2
（２）指導・運営に係る体制の構築	2
2 適切な指導及び安全・安心の確保	4
（１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	4
（２）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	5
（３）競技ごとの指導手引きの普及・活用	5
3 適切な活動時間、休養日等の設定	6
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	7
5 学校部活動の地域展開等	8
6 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	9
（１）大会等への参加の引率	9
（２）大会等の運営への従事	9
（３）生徒の大会等の安全確保	9
（４）大会等の在り方	9
7 安全対策について	10
8 見直し	10

本方針策定及び改訂の趣旨等

- 国は、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに部活動改革に関する「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとした。
また、令和7年12月には「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進などに関して国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示す「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月 文部科学省）（以下「ガイドライン」という。）を新たに策定した。
- ガイドラインは「Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性」「Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度」「Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応」「Ⅳ 学校部活動の在り方」「Ⅴ 大会・コンクールの在り方」「Ⅵ 関連する制度の在り方」の項目で構成されている。国は、「Ⅳ 学校部活動の在り方」について、国立・私立を含めた中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）、特別支援学校中学部及び高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）の学校部活動を対象としているため、県及び県教育委員会は、ガイドラインにおける「Ⅳ 学校部活動の在り方」、「Ⅴ 大会・コンクールの在り方」及び「Ⅵ 関連する制度の在り方」に則り、「神奈川県在学校部活動に関する方針」（以下「本方針」という。）を改訂することとした。
- 本方針の基本的な考え方は、学校の種類や学校設置者の違いに関わらず該当するものである。なお、小学校（義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）段階において、学校の教育活動の一環として行われる活動については、児童の発達段階を十分に考慮する。

備考：本方針では、教育課程外の学校教育活動として行われる部活動を「学校部活動」又は「部活動」という。また、地域の運営団体・実施主体によって行われる地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動を「地域クラブ活動」という。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- 学校設置者及び校長は、それぞれ、ガイドライン等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定すること。
- 校長は、学校部活動の活動方針等を当該校のホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

ア 学校設置者は、各学校において学校部活動の活動方針や活動計画の策定等を効率的に行うことができるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うこと（都道府県は必要に応じて学校設置者への支援を行うこと）。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出すること。

ウ 校長は、前記アイの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページ等への掲載により公表すること。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 部活動指導は教員以外も積極的に参画すべき業務であることから、学校設置者は、部活動指導員等を適切に配置するとともに、校長は、生徒数、部活動指導員等の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点进行踏まえ、部活動数の適正化等を行うこと。（学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施についても検討）
- 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等も含め、幅広い役割を担うこと。
- 校長は、教員が部活動顧問を担う場合は、他の校務分掌や本人の状況、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教員の負担が過度とならないよう十分に留意し、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築すること。
- 学校設置者は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教員の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、校長との連携のもと、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施すること。

ア 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全・安心にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行うこと。

イ 校長は、各学校の部活動数等について、生徒及び教員の人数等を踏まえ、部活動数を精選するとともに、運営について教員に過度な負担をかけない適切な体制を整えること。

ウ 学校設置者は、次の研修を行うこと。研修の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、過度な負担とならないよう留意すること。

(ア) 部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修

(イ) 学校の管理職を対象とした学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等

(ウ) 部活動指導員等の任用・配置に当たっては、確実に任用前及び任用後の定期において必要な研修

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 学校設置者及び校長は、部活動顧問の教員等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底すること。
- また、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、部活動顧問の教員等に任せず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。
- 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教員等の処分等を実施すること。

ア 学校設置者及び校長は、学校部活動においては、部活動顧問の教員等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織で目標や指導方針等を考えること。

イ 目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じて心身の成長を促すことに十分に留意すること。

また、そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。

ウ 今後、国において作成する指導の手引き等に沿った対応を行うこと（それまでの間は「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に沿った指導を行うこと）。特に、同ガイドラインにおいて示された「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、部活動顧問の教員等はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。

エ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。

オ 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。

カ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- 学校設置者は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点
を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進すること。

ア 過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技能の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

(3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用

- 学校設置者、校長及び部活動顧問は、中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）を活用すること。

ア 中央競技団体や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成・公開している指導手引きを活用して指導を行うこと。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

- 学期中は、週 2 日以上休養日を設定すること。
 - ※ 平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は 少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。
 - ※ 休養日は、年間52週と考え、平日及び週末各52日以上に相当する休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週末に必ず休養日を設定すること。
- 1 日の活動時間は、長くとも平日は 1 日 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 1 日 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。
 - ※ 長期休業中の休養日の設定は、学期中の休養日の設定に準ずる。生徒が十分な休養を取ること、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう留意すること。

ア 上記の休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえて設定したものである。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定していることに留意すること。

（※）「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも 1 週間に 1 ～ 2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ 週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教員に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり 2 日以上休養日を設けたうえで、平日の活動を週 3 日以内に抑えつつ、休日に 2 日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応も可能であることに留意すること。

ウ 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を 11 時間程度の範囲内とすること。

エ 活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村等共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることにも留意すること。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 学校設置者及び校長は、性別や障がいの有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備に留意すること（ニーズを踏まえつつ、マルチスポーツ部や総合文化部の設置、複数の部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点をおいた活動の実施等を推進）。
- 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないようにすること。

ア 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明文化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

○ 部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

○ 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。

イ 学校設置者は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進すること。

ウ 学校設置者及び校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなど得手不得手等を問わずすべての生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人ひとりの違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をすること。

エ 学校設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮すること。

5 学校部活動の地域展開等

- 学校設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進めること。
- 学校設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を超え、中学校、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設けること。
- 学校設置者は、関係部局と協力の上、スポーツ・文化芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形でスポーツ・文化芸術等の活動を推進すること。また、学校設置者は、部活動顧問や部活動指導員等に対し、指導者の資質の向上を図るための研修等を実施する際、関係する団体に協力を依頼すること。
- 学校設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やすこと。
- 学校設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにすること。

6 大会等への参加や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

- 学校部活動における大会等の引率は、教員だけでなく部活動指導員や指定の研修の受講が修了し校長が認めた部活動インストラクターが担うが、校長は週休日の振替等を適切に実施するなど、引率する教員等の負担が過度とならないよう配慮すること。
- 上記の対応を促進するため、都道府県・市区町村等・大会主催者等に、規程の見直しなどを働きかけること。

(2) 大会等の運営への従事

- 大会等の運営について、教員に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、保護者、ボランティア等の参画を促進すること。併せて、大会等の主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討するよう働きかけること。
- 学校設置者及び校長は、大会等の運営の従事者に対して、適切な服務監督・勤務管理を実施すること。

(3) 生徒の大会等の安全確保

- 学校設置者は、生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数(WBGT)等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、大会等の主催者と連携しつつ、適切な大会等の開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を働きかけること。

ア 天候不順等により大会等の日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応すること。

(4) 大会等の在り方

- 学校設置者は、発育・発達期にある生徒や、保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会等の主催者と連携しつつ、大会等の在り方や開催回数を見直しを働きかけること。
- 生徒間の交流を主目的とした大会等や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会等、障がいの有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会等を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入などの工夫を実施すること。

ア 校長等は、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、生徒が参加する大会等の数の上限の目安等を定めることや、参加する大会等を精査するなどの工夫を行うこと。

7 安全対策について

- 県教育委員会は、国内外で発生した事故・災害事例等における部活動に関する様々な事象について検証を行い、部活動指導ハンドブック等の改訂を行うなど安全対策を講ずる。
- 校長は、生徒の安全確保と生命の尊重を最優先とし、事故の未然防止の研修等を適切に実施するとともに、緊急時に組織的に対応できるよう体制を構築すること。
- 校長は、学校で危機管理を具体的に実行するために必要な事項や手順等を示したマニュアル等を作成し、各学校で実施した訓練等の検証結果を基に、見直し・改善を行うこと。

8 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

この方針は、令和8年8月6日から施行する。